

医療法人北翔会 岩見沢北翔会病院
面会規程

(目的)

第 1 条 この規程は医療法人北翔会 岩見沢北翔会病院における入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者に精神的な安定、治療意欲や身体機能の向上、また患者および院内の安全を確保することを目的とする。

(面会時間)

第 2 条 入院患者に面会することができる時間は 14 時 ～16 時までとし、面会時間は、1 家族 30 分までとする。ただし、急を要する場合であって、当該入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会場所)

第 3 条 入院患者の病室内（多床室ではベッドサイド）又はデイルームとする。

(面会可能な方)

- 第 4 条 家族・親族（近親の方、身の周りのお世話をする方を含む）
- 2 病院が必要と認めた者。（施設職員など退院に必要な面談を行う者）
- 3 面会者は原則年齢制限ない。

(面会人数)

- 第 5 条 1 回の面会につき家族・親族（近親の方、身の周りのお世話をする方を含む）原則 4 名までとする。
- 2 入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会受付)

第 6 条 病院の受付窓口を設置した面会票に氏名を記載し、病棟スタッフに面会票を提出してから入院病室に入る。

(面会の条件)

- 第 7 条 面会者は病室への入室前後に手指衛生（手指消毒、または手洗い）を行う。
- 2 面会者は発熱や感染症を疑う症状（咳嗽、咽頭痛、全身倦怠感、嘔気・嘔吐、下痢等）がないこと。

(面会者の遵守事項)

第 8 条 面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 患者の治療・検査・リハビリが優先される事をあらかじめ了承すること。
- (2) 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。
- (3) 酒気を帯びて面会してはならない。
- (4) 面会中に喫煙してはならない。
- (5) 面会者が病棟・病室で飲食をしてはならない。
- (6) 生花を持ち込んではならない。

2 病院は、面会者が規定に違反、またはそのおそれがあると認めたときは、直ちにその面会を中止させることができる。

(面会の制限)

第 9 条 入院患者の入院病棟で新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。

(周知方法)

第 10 条 本規程は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う。

- (1) 入院時の説明
- (2) 院内掲示
- (3) 病院ホームページ掲載

附則

この規程は、2026 年 6 月 1 日から施行する。